

富士市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の募集について

1 目的

熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、市民等が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集しています。

2 募集施設

市内の民間施設等

3 要件

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 静岡県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を市民その他の者に開放することができること。
- (3) 市民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること。
- (4) 市と指定暑熱避難施設に係る協定を締結し、その内容を履行できること。

4 期間

国が定める熱中症特別警戒情報の運用期間
(令和7年は4月23日～10月22日)

5 応募方法

別紙「富士市指定暑熱避難施設応募票」に必要事項を記入し、持参もしくは郵送、Eメールのいずれかの方法で富士市保健部保健医療課に提出してください。

6 応募先・問合せ

所在地：〒416-8558 富士市本市場 432 番地の 1（フィランセ西館 3 階）
担当：富士市保健部保健医療課
電話：0545-67-0260
Eメール：ho-iryou@div.city.fuji.shizuoka.jp

7 その他

- ・応募は随時受付しています。
- ・応募票を受領後、内容の審査を行い、市が適当と認めた場合にクーリングシェルターに指定します。
- ・クーリングシェルターに指定した施設の情報は、市ウェブサイト等を通じて公表します。
- ・公序良俗に反する場合や、取組の趣旨に適さない場合など、市が不適当と認める場合には、クーリングシェルターとして指定できません。
- ・クーリングシェルターの施設整備に要する経費などについて、市による財政的な支援はありません。